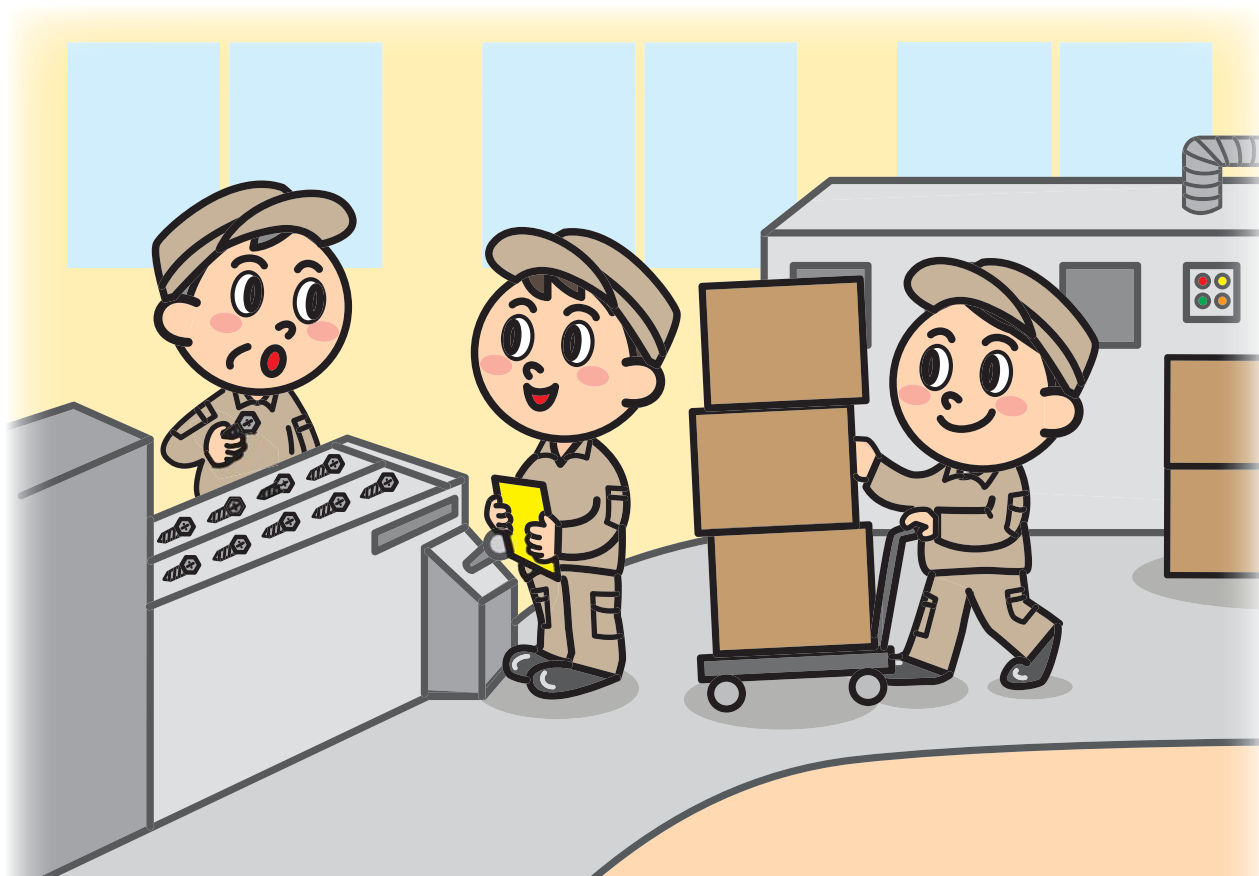




下請中小企業を支援します



下請中小企業振興法

下請中小企業の振興のための支援策を講じています。

親事業者が協力すべき事項（「振興基準」）

「振興基準」には、親事業者が下請事業者に協力すべき事項等が記載されています。親事業者は、下請事業者に対する発注量の平準化や納入頻度の適正化、取引停止の予告などに協力することが求められています。

例えば、（振興基準第2 7）

取引停止は、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告。

例えば、（振興基準第4 4）

下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに行う。
また、できる限り現金で支払う。



また、対価の決定や納品の検査などについては、双方の話し合いによって取決めてください。

例えば、（振興基準第4 1）（1）

取引対価は、取引数量、品質、材料費、労務費、運送費、市価の動向等を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含むものとなるよう、双方で協議の上決定。

問い合わせ先 中小企業庁 取引課 03-3501-1669（直）

下請事業者の支援 ①（「振興事業計画」）

複数の下請事業者と親事業者が協力して事業計画を作成し、国の承認を受けて事業を行うとき、金融上の支援措置が受けられます。

振興事業計画の事例

A社（自動車部品製造）と下請事業者19社の共同事業

親事業者



共同作業



下請事業者



親事業者の協力事項

発注契約の長期化（1～2年）、設計の明確化（コンピューターによる図式化・数値化）、取引停止の予告（十分な時間的余裕をもって）等

物流効率化のため物流配送センターを共同で設置等

下請事業者の協力事項

設計技術の向上（親事業者向上での実習）、技能の向上（資格取得講習会の開催）、公害管理者の育成

こうした共同事業によるメリットの他に、次の支援措置があります。

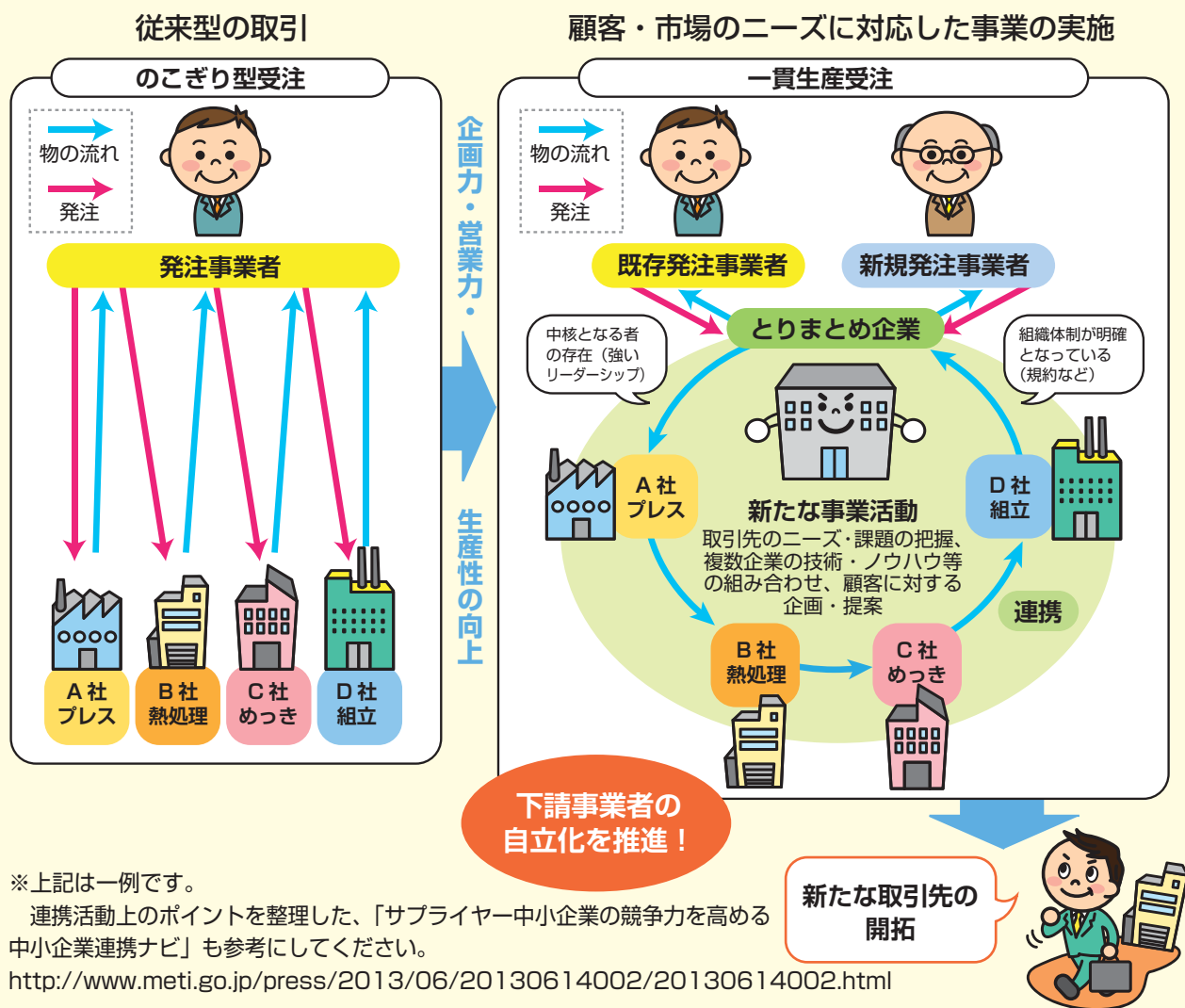
- ① 高度化資金貸付
工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金の無利子貸付
- ② 中小企業信用保険法の特例
事業に必要な資金について、物流資産担保保険の特例措置
 - 付保限度額の別枠化（2億円→4億円）
 - 保険料等の引き下げ（0.46%→0.29%）

問い合わせ先 中小企業庁 取引課 03-3501-1669（直）

下請事業者の支援 ②(「特定下請連携事業計画」)

特定下請連携事業計画とは、2以上の下請事業者が有機的に連携して新事業活動を行うことにより、既に取り引のある親事業者以外の者との取引を開始・拡大しようとする計画を国が認定し、支援を行うものです。

【特定下請連携事業計画の事例】



支援措置

認定を受けた特定下請連携事業計画には、次の支援措置があります。

- ① 補助金（下請中小企業自立化基盤構築事業）P4をご覧ください！
- ② 日本政策金融公庫による低利融資制度（設備資金、長期運転資金）
- ③ 中小企業信用保険法の特例（普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠化等）
- ④ 中小企業投資育成株式会社法の特例（株式の引き受け等）

詳細は下記ホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/130920shitauke.htm>

問い合わせ先 中小企業庁 取引課 03-3501-1669 (直)

下請中小企業・ 小規模事業者自立化支援事業

下請中小企業の自立化に向けた取組を支援します！

下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小等の影響により売上げが減少する下請中小企業者等が、新分野への進出等による取引先の多様化のために行う取組に対し、試作・開発、展示会出展等の費用を補助するものです。

補助対象者

下請事業者又はその共同体（任意グループ、事業協同組合）

補助率

補助対象経費の3分の2以内

補助限度額

500万円（下限100万円）



※詳細は中小企業庁ホームページ公募案内をご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubo/index.html>

下請中小企業自立化基盤構築事業

下請中小企業振興法の認定を受けた特定下請連携事業計画の下で、連携グループが、メンバー相互の経営資源を活用して行う自立化に向けた取組に対し、勉強会の開催、展示会出展、共同受注用のシステム構築、設備導入等の費用を補助するものです。

補助対象者

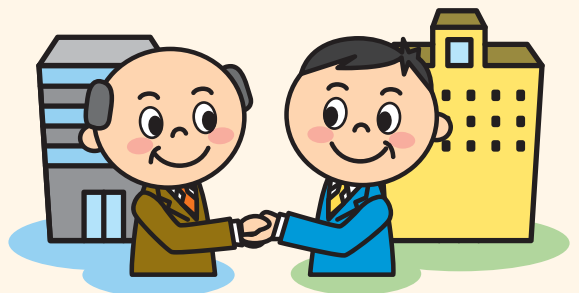
下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けて事業を実施する連携グループ

補助率

補助対象経費の3分の2以内

補助限度額

2,000万円（下限100万円）



※詳細は中小企業庁ホームページ公募案内をご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubo/index.html>

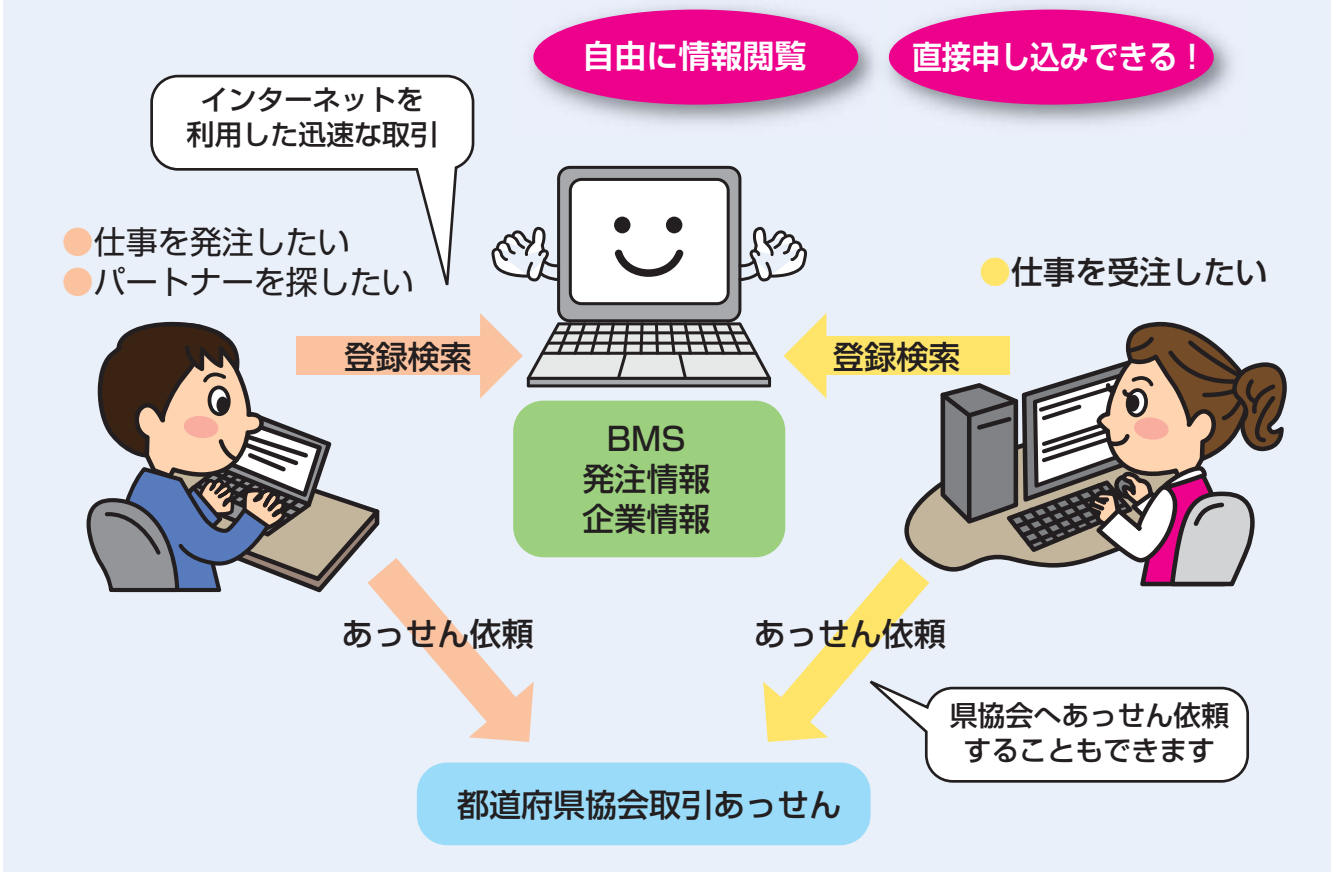
3 取引あっせん

公益財団法人全国中小企業取引振興協会及び各都道府県下請企業振興協会は、下請事業者の販路拡大を支援するため、きめ細かな取引あっせんを行っています。

また、インターネットを用いた取引あっせんシステム（ビジネス・マッチング・ステーション（BMS））により、利用者自らが直接、取引の申込みを行うこともできます。（利用料・登録料無料）

<http://www.biz-match-station.zenkyo.or.jp/> へアクセスしてください！

ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）



緊急広域商談会

大手製造業の大幅な人員削減や生産拠点の海外移転に伴う生産規模の縮小などにより、受注量の大幅な減少や下請取引の停止に追い込まれている下請事業者の販路の多角化を支援するため、複数の都道府県にまたがる広域的な商談会を開催する事業を支援します。



問い合わせ先 中小企業庁 取引課 03-3501-1669 (直)

4

「下請かけこみ寺」を ご活用ください！

～中小企業の取引上の悩み相談を相談員や弁護士が無料で受け付けます～

中小企業が抱える取引上の様々な悩みなどの相談への対応や裁判外紛争解決手続（ADR）による迅速なトラブルの解決を図るため、「下請かけこみ寺」を全国 48 力所に設置しています。


●各種相談の対応

中小企業が抱える取引に関する様々な悩み・相談等に対して下請代金法や中小企業の取引問題に知見を有する専門家が親身になって耳を傾け、適切なアドバイスを行います。

●裁判外紛争解決手続（ADR）を活用した迅速な解決

中小企業が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、全国の登録弁護士等が紛争解決のための調停手続等を行います。

[消費税転嫁に関するご相談]  0120-300-217

[その他のご相談]  0120-418-618

また、メールやWebフォームでのご相談も受け付けております。

詳しくは、ホームページをご覧ください。<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

[問い合わせ先] 中小企業庁取引課 03-3501-1669（直）

（公財）全国中小企業取引振興協会 03-5541-6655（直）

5

消費税転嫁対策特別措置法

～消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する
行為の是正等に関する特別措置法～

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

大規模小売事業者等による転嫁の拒否行為は禁止されます。

ガイドライン：http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/hourei_tenkataisaku/GL.html（公正取引委員会）

II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

「消費税還元セール」といった宣伝や広告が禁止されます。

ガイドライン：<http://www.caa.go.jp/representation/index.html#m05>（消費者庁）

III 価格の表示に関する特別措置

総額表示義務の特例によって、商品やサービスについて本体価格のみの表示が認められます。

ガイドライン：http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/index.htm#03（財務省）

IV 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為が認められます。

ガイドライン：http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/hourei_tenkataisaku/GL.html（公正取引委員会）

【下請代金支払遅延等防止法】

- 下請代金支払遅延等防止法は、資本金の規模によって「優越的地位」にあるかどうかを規定するとともに製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託の行為について、下請取引を適正化し、下請事業者の利益を保護することを目的としています。
- 親事業者が下請事業者に物品の製造、修理、情報成果物（プログラム作成など）の作成又は役務（運送、情報処理、ビルメンテナンスなど）の提供を委託したときに適用されます。
- 親事業者には4つの義務と11項目の禁止事項が課されており、たとえ下請事業者の了解を得ていても、親事業者に違法性の意識がなくても下請代金法に違反することになります。

親事業者が守らなければならない4つの義務

発注契約

- ①発注の際は、**書面**を作成してその書面を直ちに**下請事業者に渡す**必要があります。

こちらの注文書の内容をお願いします。



口頭発注はトラブルの元です。



発注書面の記載事項が定められています。

- ②発注書面には、「**支払期日**」等を定め、記載する必要があります。

- ③取引が完了した後も、取引の内容を記録し、**2年間保存**する必要があります。

納入

- ④支払いが遅れた場合は、**遅延利息を支払う**必要があります。（年率14.6%）

代金支払

物品等を受領した日から**60日以内**に！

納品してからもう60日を超えたから利息をもらわなくては！



※下請事業者からの請求書が遅れた場合でも、受領後60日以内に支払う必要があります。

親事業者の行ってはいけない 11 の禁止行為

以下の行為は全て「禁止行為」です

受領拒否

下請事業者に責任がないにも関わらず、発注した物品の受領をしないことです。発注の取消しや納期の延期も受領拒否になります。



今、倉庫がいっぱいなんだよ、来週の納品にしてくれる？



期日どおりに納品したんですけど～

下請代金の支払遅延

親事業者が発注した物品等の受領日から、60日以内に定められた支払期日までに親事業者が下請事業者に下請代金を支払わないことです。



納品して3ヶ月経ってるけど、まだ検査が終わってないんで払えないよ。



払ってくれないと困りますよ～

下請代金の減額

下請事業者に責任がないにも関わらず、発注時に決めた下請代金を発注後に減額することです。協賛金、値引きなどの名目に関わらず、あらゆる減額行為が禁止されています。



今月厳しいからさ。値引きしてよ！



ちゃんと払ってくれないと困りますよ～

不当返品

下請事業者に責任がないにも関わらず、受領した物品等を返品することです。



お客さんからキャンセルが出ちゃってね～。いらなくなっちゃったよ。



困りますよ。注文どおりに作ったのに～

買ったたき

下請代金を決める際に、通常支払われる対価に比べて著しく低い価格を親事業者が一方的に定めることです。



来月から、全ての納品単価を20%カットしてくれ。でも、話し合う余地は一切ないからね。



そ、そんな無茶苦茶ですよ～

物の購入強制・役務の利用強制

正当な理由がないにも関わらず、親事業者が自社製品等の購入や、親事業者が指定するサービス等の利用を強制することです。



このイベントチケット買わないと、仕事を出さないぞ！



そんな物必要ないのに～。でも仕事もらえないと困るしな～

報復措置

下請事業者が親事業者の下請代金法の違反行為を所管官庁に知らせたことを理由として、親事業者が取引の停止や減額、その他不利益な取扱いをすることです。



なんで言いつけたんだよ。もう仕事はやらないぞ！



え～。そんな困りますよ～

有償支給原材料等の対価の早期決済

親事業者が有償で支給した原材料の代金を、下請事業者が原材料を用いて製造した物品等の代金よりも早く支払わせることです。



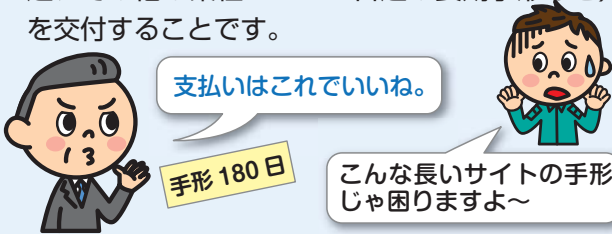
最近、原材料費が高くてさ～、すぐ払ってくれる？



下請代金をもらっていないのに支払うのですか！

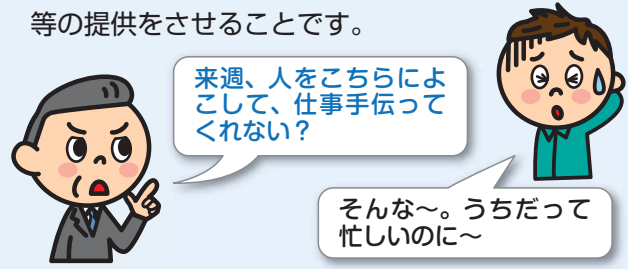
割引|困難な手形の交付

下請代金の支払いに際して、一般的な金融機関で割引が困難な手形（例えば繊維業は90日超、その他の業種は120日超の長期手形など）を交付することです。



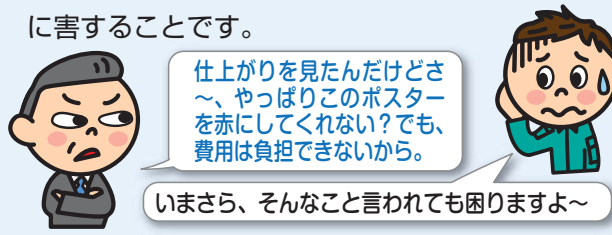
不当な経済上の利益の提供要請

正当な理由がないにも関わらず、親事業者が自己のために下請事業者に対して、金銭・役務等の提供をさせることです。



不当な給付内容の変更、不当なやり直し

下請事業者に責任がないにも関わらず、親事業者が事後に発注内容を変更したり、やり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害することです。



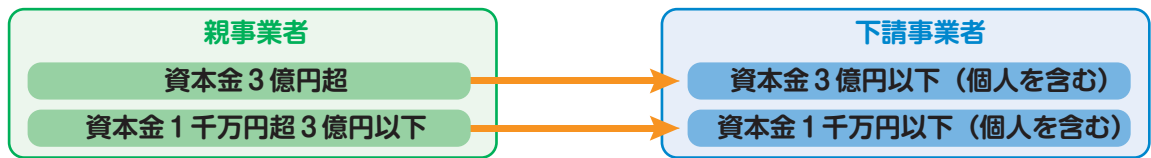
下請代金支払遅延等防止法の詳細についてはHPをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/daikin.htm>

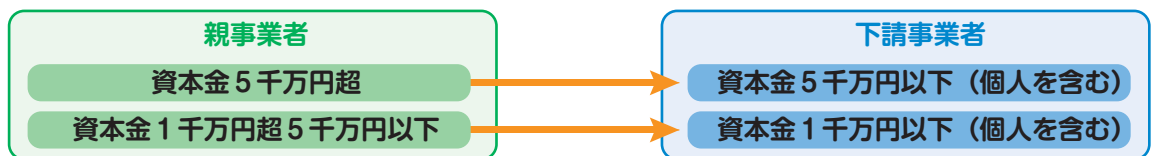


参考 親事業者、下請事業者の定義

- 物品の製造委託・修理依頼
- 情報成果物作成委託（プログラム作成に係るもの）
- 役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



- 情報成果物作成委託（プログラム作成に係るものを除く）
- 役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く）



参考 下請取引に関する法令の内容を周知するため講習会を開催しています。

下請取引に関する法令の内容を周知するため講習会を開催しています。

下請取引適正化推進講習会（毎月11月）中小企業庁、公正取引委員会
下請取引改善講習会（通年） ※実施会場等については、下記問い合わせ先まで。

問い合わせ先 中小企業庁 取引課 03-3501-1669（直）

下請適正取引等の推進のための ガイドラインをご活用ください！

中小企業庁では、下請事業者と親事業者の間の望ましい企業間取引を推進するため、現在 16 業種において「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「下請ガイドライン」）を策定しております。

- (1) 素形材、(2) 自動車、(3) 産業機械・航空機等、(4) 情報通信機器、(5) 繊維、
(6) 情報サービス・ソフトウェア、(7) 広告、(8) 建設業、(9) トラック運送業、
(10) 建材・住宅設備産業、(11) 放送コンテンツ、(12) 鉄鋼、(13) 化学、
(14) 紙・加工品、(15) 印刷、(16) アニメーション制作

また、各下請ガイドラインに記載されている望ましい取引事例等のうち、他の業種にも普及すべきものを共通の事項としてベストプラクティス集を作成しております。

【ベストプラクティスの事例】

- 原材料価格の高騰を踏まえ、価格協議を四半期毎など頻繁に実施している。
- 原材料や重油等の副資材について、価格スライド制をとっており、毎月値決めしている。
- 調達方法の見直し、新工法開発、低コスト設計等について親・下請事業者双方からの提案を通じ原価を低減し、成果は両者でシェアしている。

下請適正取引等の推進のためのガイドライン 問い合わせ先

各業種別ガイドラインの内容につきましては、以下の業所管課へお問い合わせください。

TEL.03-3501-1511 (代表)

- 【素形材】製造産業局 素形材産業室 【自動車】製造産業局 自動車課
 【産業機械・航空機等】製造産業局 産業機械課、航空機武器宇宙産業課
 【繊維】製造産業局 繊維課 【情報通信機器】商務情報政策局 情報処理振興課
 【情報サービス・ソフトウェア】商務情報政策局 情報処理振興課
 【広告】・【アニメーション制作】・【印刷】商務情報政策局 文化情報関連産業課
 【建材・住宅設備産業】製造産業局 住宅産業窯業建材課 【鉄鋼】製造産業局 鉄鋼課
 【化学】製造産業局 化学課 【紙・加工品】製造産業局 紙業生活文化用品課

【建設】国土交通省 土地・建設産業局建設業課 **TEL.03-5253-8111** (代表)

【トラック運送】国土交通省 自動車交通局 貨物課 **TEL.03-5253-8111** (代表)

【放送コンテンツ】総務省 情報流通行政局 コンテンツ振興課 **TEL.03-5253-5111** (代表)

問い合わせ先 中小企業庁取引課 03-3501-1669 (直)

8 官公需支援

中小企業庁の官公需施策について

官公需契約（公共調達）とは、官公庁や独立行政法人、国立大学法人等、地方公共団体などが民間事業者の方々と取引をすることをいいます。

官公需契約は、事務用品や制服などを購入する物品の調達契約、庁舎の清掃や警備・印刷などの役務契約、道路建設や河川の補修などの工事契約など、多岐にわたっており、多くの分野の中小企業・小規模事業者の方々が入札に参加することが可能で、官公庁（含む独立行政法人等）は「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）」に基づき、中小企業・小規模事業者の官公需の受注機会の増大に努めています。

中小企業庁官公需施策ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.htm>

官公需

検索

◆国等の契約の方針◆

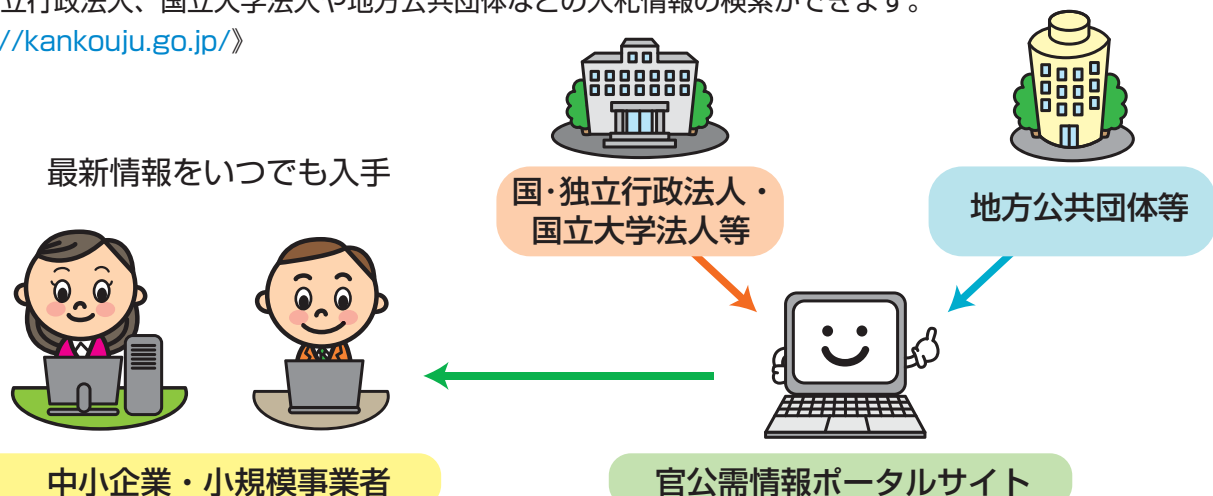
中小企業庁では、「官公需法」に基づき、毎年度、中小企業・小規模事業者向けの契約目標額や、受注機会の増大のための措置事項などを「中小企業者に関する国等の契約の方針」として取りまとめ、これを閣議決定し、公表しています。主な内容は次のとおりです。

- ◇ 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮
- ◇ 官公需情報の提供の徹底
- ◇ 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫（経済合理性などを踏まえた分離・分割発注の推進等）
- ◇ 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮（技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大 等）
- ◇ ダンピング防止対策等の推進（適切な予定価格の作成／低入札価格調査制度の適切な活用 等）

官公需情報ポータルサイト

国、独立行政法人、国立大学法人や地方公共団体などの入札情報の検索ができます。

《<http://kankouju.go.jp/>》



官公需情報ポータルサイト

検索

下請振興法・下請代金法、その他下請中小企業施策全般

中小企業庁 事業環境部	取引課	TEL.03-3501-1669 (直通)
北海道経済産業局 産業部	中小企業課	TEL.011-709-1783 (直通)
東北経済産業局 産業部	中小企業課	TEL.022-221-4922 (直通)
関東経済産業局 産業部	中小企業課 (下請代金法以外)	TEL.048-600-0321 (直通)
	下請代金検査官室 (下請代金法)	TEL.048-600-0325 (直通)
中部経済産業局 産業部	中小企業課 (下請代金法以外)	TEL.052-951-2748 (直通)
	下請代金検査官室 (下請代金法)	TEL.052-589-0170 (直通)
近畿経済産業局 産業部	下請代金検査官室	TEL.06-6966-6037 (直通)
中国経済産業局 産業部	中小企業課	TEL.082-224-5661 (直通)
四国経済産業局 産業部	中小企業課	TEL.087-811-8529 (直通)
九州経済産業局 産業部	中小企業課	TEL.092-482-5450 (直通)
沖縄総合事務局 経済産業部	中小企業課	TEL.098-866-1755 (直通)

下請代金法

公正取引委員会 企業取引課 TEL.03-3581-3373 (直通) <http://www.jftc.go.jp>

取引あっせん・ビジネスマッチングステーション、下請かけこみ寺

(公財) 全国中小企業取引振興協会	TEL.03-3541-6688 (直通)	http://www.zenkyo.or.jp
	TEL.03-3541-6655 (直通)	(下請かけこみ寺本部：専用ダイヤル)
	TEL.0120-418-618 (直通)	(下請かけこみ寺本部：フリーダイヤル)
	TEL.0120-300-217 (直通)	(下請かけこみ寺：消費税転嫁に関する相談専用フリーダイヤル)
各都道府県下請企業振興協会	http://zenkyo.or.jp/association/index.htm	

消費税転嫁対策室

消費税転嫁に係る取引上のお悩み相談をお受けします TEL.03-3501-5683 (直通)

官公需総合相談センター（各都道府県中央会相談窓口一覧）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2010/download/0919GACCP-1.pdf>

官公需への入札参加に関するご相談を受け付けています。

中小企業取引ホットライン

中小企業・小規模事業者からの様々な取引上の悩みなどに関するご相談を直接電話で受け付けます。

●中小企業取引ホットライン：TEL.03-3501-7061 (直通)

相談室

中小企業相談官が、中小企業施策や経営に関する相談等にお答えします。

●中小企業庁 相談室：TEL.03-3501-4667 (直通)

冊子についてのお問い合わせ

〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1709 中小企業庁 広報室

インターネットから冊子の注文が可能です

<http://www.chusho.meti.go.jp/>